

## 市立学校の臨時休業について

次の市立学校について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、健康観察のため臨時休業といたします。学校の対応は次のとおりとなりますのでお知らせします。

### 1 臨時休業期間

	学校名	臨時休業の範囲	臨時休業期間
1	川崎総合科学高等学校 全日制 (幸区)	学校の一部	11月28日(月)～11月29日(火)
2	菅生小学校 (宮前区)	学校の一部	11月28日(月)～11月29日(火)
3	稲田小学校 (多摩区)	学校の一部	11月28日(月)～11月29日(火)

### 2 当該校における対応

- (1)当該校の対応：臨時休業期間中は外出を控え、健康観察を実施。健康状況を踏まえ、可能な範囲で学習支援を実施
- (2)保護者への周知：保護者へは、メール配信等にて周知
- (3)消毒の実施：校内の消毒を実施済
- (4)わくわくプラザ：小学校に設置されている「わくわくプラザ」は開室(臨時休業の対象となる児童の受入は見合せ)

#### 【問合せ先】

(学校運営に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 吉村

電話 044-200-3318

(児童生徒の健康管理に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 村石、小竹

電話 044-200-3292、3828

(わくわくプラザに関すること)

川崎市こども未来局青少年支援室 柳原

電話 044-200-2670